

## スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、市町村における「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進を支援するため、商店街等が行う空き店舗等の活用に係る取組に要する経費に対して、市町村が補助する場合、その市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 商店街等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### 一 商店街組織

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体並びにこれらの連合会等（市区町村内で組織されたものに限る）をいう。

#### 二 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所をいう。

#### 三 民間事業者等

空き店舗等の活用の担い手として事業に取り組むことができる商業者又は団体をいう。

### (申請者の要件)

第3条 補助事業の申請者は、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」における地域まちづくり計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を県に提出し、別表の要件を満たす市町村とする。

### (事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、空き店舗等を改修して当該場所で事業を行う、商店街等とする。

2 前項の規定にかかわらず、別紙様式1-2（暴力団排除に関する誓約書）の（1）から（6）のいずれかに該当する者が関わる事業は、補助対象としない。補助金の交付を決定している場合は、これを取り消し、補助金を交付している場合は、その返還を求めるものとする。

### (補助対象事業等)

第5条 補助対象になる事業は、市町村の地域まちづくり計画に基づき、事業実施主体が行う空き店舗等の活用を図る取組に対して市町村が補助する事業とする。補助対象事業の要件、補助上限額等は別表及び別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、改修後の空き店舗等において、次の各号のいずれかに該当する事業を行うものは、補助対象から除くものとする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる事業

二 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設及び施設内の物件で実施する事業

三 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業

四 反社会的活動、宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する事業

- 3 事業実施主体は事業遂行にあたり、都市計画法、建築基準法等関係法令に従い、定められた手続きを行うこと。補助金の交付後に違法状態又は必要な手続きがされていないことが判明した場合、補助金の返還を求めるものとする。
- 4 事業実施主体の運営改善及び組織強化事業並びに事業実施主体以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象になる事業は、除くものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとする。
- 3 規則第4条の申請をするに当たって、市町村長は、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付申請書の添付書類）

第7条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。
  - 一 事業実施主体が市町村に提出した申請書類
  - 二 別で定める書類
  - 三 その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 知事は市町村から第6条の様式第1号の提出があったときは、別に定める基準に基づき審査のうえ、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、地域まちづくり計画の内容が変更され、本補助金の要件に合わなくなった場合は、交付決定を取り消すことができる。

（交付決定通知書の様式）

第9条 前条により交付を決定した市町村（以下「補助事業者」という）に通知する規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、交付決定に当たり、第6条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助

金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- 4 知事は、第6条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第10条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。
- 2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第4号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 交付決定額の20%を超えない範囲で経費区分間の流用を行うとき。
  - 二 交付決定額の20%を超えない増減を行うとき(ただし、補助事業に係る経費(以下「補助対象経費」という。)が増額しても、交付決定額は増額しない)
  - 三 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更等の承認)

- 第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遅延に係る指示)

- 第14条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、書面により補助事業者に必要な指示を行うものとする。

(状況報告)

- 第15条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第16条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとし、添付書類は別で定めるものとする。

2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

（実績報告書の提出時期）

第17条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は別で定める日のいずれか早い日とする。

（額の確定通知書の様式）

第18条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第9号により行う。

（補助金の支払）

第19条 補助金は規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第20条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第16条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分金額）等を様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施効果の報告）

第21条 補助事業者は、補助事業が完了してから6か月後から12か月後までの期間に事業の実施効果を測定し、別で定める様式により知事に報告しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図るように、事業実施主体を指導しなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が10万円以上のものとする。

3 事業実施主体は、前項に定める取得財産等について、様式第12号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める取得財産等の耐用年数のいずれか長い年数とする。

5 事業実施主体は、第2項に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13号による財産処分承認申請書を、補助事業者を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 知事は、補助事業者に対し、事業実施主体が前項承認に係る財産を処分したことに

より収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第23条 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第24条 補助事業者及び事業実施主体は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第25条 知事は、補助事業者及び事業実施主体の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第27条 知事は、別で定める一定の要件に該当した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

1	申請者の要件	<p>①地域まちづくり計画が県に提出されていることが確認でき、事業年度内に県ホームページで公表されること。</p> <p>②地域まちづくり計画において、「コンパクト」事業として空き店舗等の活用が位置付けられていること。</p>
2	補助対象事業の要件	<p>①第1欄の②のエリア内にある商店街の区域内*に所在する空き店舗等を活用するものであること。</p> <p>*商店街組織があるものとして市町村及び県が把握している区域。ただし、商店街組織のない市町村においては、立地適正化計画における都市機能誘導区域の考え方に基づいた区域内で、一定程度商業集積している区域。</p> <p>②コンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。</p>
3	補助上限額	<p>市町村補助額と同額。ただし、県補助額と市町村補助額を合わせた額は、補助対象経費の4分の3以内とする。</p>
4	補助対象経費	<p>空き店舗等の改修に係る経費</p> <p>※経費の詳細は別で定める。</p>

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 補助金交付申請額  
金 円
- 3 補助事業の実施計画及び添付書類等  
別紙様式1-1のとおり
- 4 補助額の内訳

総事業費	補助対象経費	財源内訳		
		県補助額	市町村補助額	事業実施主体負担額
円	円	円	円	円
-	-	(負担割合) /	(負担割合) /	(負担割合) /

- 5 地域まちづくり計画の策定状況（該当する項目に○）

<input type="checkbox"/>	地域まちづくり計画を県に提出済、県ホームページで未公開
<input type="checkbox"/>	地域まちづくり計画が県のホームページで公開されている

- 6 事業の着手及び完了（予定）期日  
着手（予定）期日 令和 年 月 日  
完了（予定）期日 令和 年 月 日

(連絡担当者) フリガナ 役職・氏名： 電 話： Eメール：
--

別紙様式 1 - 1

空き店舗改修事業実施計画

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代 表 者 職・氏名		電 話 番 号	
構 成 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

2 事業計画等

工 事 期 間	～	開 業 時 期	
延 床 面 積	m <sup>2</sup>	改 修 面 積	m <sup>2</sup>
改 修 前 の 用 途		改 修 後 の 用 途	
空 き 店 舗 が 所 在 す る 商 店 街 名			
空 き 店 舗 改 修 工 事 内 容			
改 修 後 の 店 舗 の 活 用 状 況			
要綱別表 2 補助対象事業の要件②「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たしている点を説明してください			

3 事業効果

定性面	定量面
例：コミュニティ形成の取組による商店街への満足度など	例：コミュニティ形成の取組の実施回数、参加者数など
(成果指標)	(成果指標)
(成果目標)	(成果目標)
(測定方法)	(測定方法)

## 4 改修経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等 (内訳・積算等)
工事請負費 修繕費 備品購入費			
合計			—

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
事業実施主体名  
代表者名

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額  
金 円

2 交付決定内容

3 支払方法  
精算払い

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱以下「要綱」という。）、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
  - イ 交付決定額の20%を超えない範囲で経費区分間の流用を行うとき。
  - ウ 交付決定額の20%を超えない増減を行うとき（ただし、補助対象経費が増額しても、交付決定額は増額しない）
  - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、要綱第6条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第20条に定める様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が10万円以上のもの）については、「取得財産等管理台帳（明細表）」（様式第12号）を備え、管理しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、電磁的方法が困難な場合など、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員に帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第10条第1項の規定により、この交付決定通知を受けた日から7日以内とする。

様式第3号（第10条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金申請取下げ届出書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

様式第4号（第11条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書  
（様式第1号の記以下の記載要領に準ずること）

様式第5号（第12条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

1 承認・不承認

2 その他（条件等）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業遅延報告書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

様式第7号（第15条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙のとおり）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	支出済額 (円)	支出未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額  
金 円
- 2 補助金の実績報告額  
金 円
- 3 補助事業の実績等  
別紙様式8-1
- 4 補助額の内訳

総事業費	補助対象経費	財源内訳		
		県補助額	市町村補助額	事業実施主体負担額
円	円	円	円	円
-	-	(負担割合) /	(負担割合) /	(負担割合) /

別紙様式 8-1  
補助事業の実績

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電 話 番 号	
構 成 員 数	名		
設 立 年 月	年 月		

2 実施結果等

工事期間	～	開業時期	
延床面積	m <sup>2</sup>	改修面積	m <sup>2</sup>
改修前の用途		改修後の用途	
空き店舗が所在する商店街名			
空き店舗改修工事内容			
改修後の店舗の活用内容			
要綱別表 2 補助対象事業の要件②「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たしている点を説明してください			

4 効果測定

指標		
目標		
測定方法		
結果	事業実施前(測定時期： )	事業実施後(測定時期： )

5 市町村の評価

総合評価	A ・ B ・ C	
評価項目	評価	理由
貴市町村の地域まちづくり計画における「コンパクト」事業を推進する取組となったか	A ・ B ・ C	
改修された店舗等は、地域のコミュニティ形成に寄与し、商店街の活性化につながったか	A ・ B ・ C	

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

6 経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等 (内訳・積算等)
合計	f	g	—

様式第9号（第18条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

なお、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第21条に基づき、補助事業が完了してから6か月後から12か月後までの期間に、事業の実施効果を報告してください。

記

交付すべき金額 金 円

様式第10号（第19条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金請求書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記の補助金について、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第19条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 対象となる事業実施主体名
- 2 補助金の交付請求金額  
金 円
- 3 振込先口座情報等

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
		普通 ・ 当座	

口座名義（カタカナ） \_\_\_\_\_

債権者コード（13桁）No. \_\_\_\_\_

様式第11号（第20条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金に係る消費税  
及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記事業の補助金  
について、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により、下  
記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる事業実施主体名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）  
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額  
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）  
円

- （注）1 積算の内訳を添付してください。  
2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の  
対象額とは限りません。

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金

補助事業者名： \_\_\_\_\_

事業実施主体名： \_\_\_\_\_

財産名 (区分)	財産取得者	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	県補助率	備考

- (注) 1. 対象になる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が10万円以上のものとします。
2. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
3. 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
4. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
5. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 事業実施主体名

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕 様	取得年月日		

3 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換又は担保の提供の別を記載すること。